

税務トピックス No.67 相続時精算課税制度

平成 15 年度税制改正によって「相続時精算課税制度」が創設されました。この制度にはわが国が高齢化の進展に伴い相続による次世代移転の時期が従来より大幅に遅れてきていることや高齢者の保有する資産の有効活用による経済社会の活性化という社会的要請が背景にあります。

1. 相続時精算課税制度の概要

この制度は贈与財産の価額の合計額から複数年にわたって利用できる特別控除 2,500 万円を控除した後の金額に、一律 20%の税率を乗じて贈与税額を算出するものです。利用は贈与者ごと¹の選択制で、平成 15 年 1 月 1 日以降の贈与分から適用されます。²

贈与者は 65 歳以上（贈与の年の 1 月 1 日現在）の親、受贈者は 20 歳以上（贈与の年の 1 月 1 日現在）の子である推定相続人（代襲相続人を含む。養子も可）としています。贈与の対象となる資産は、その種類、金額、贈与回数について住宅等取得資金の贈与以外について一切制限がありません。

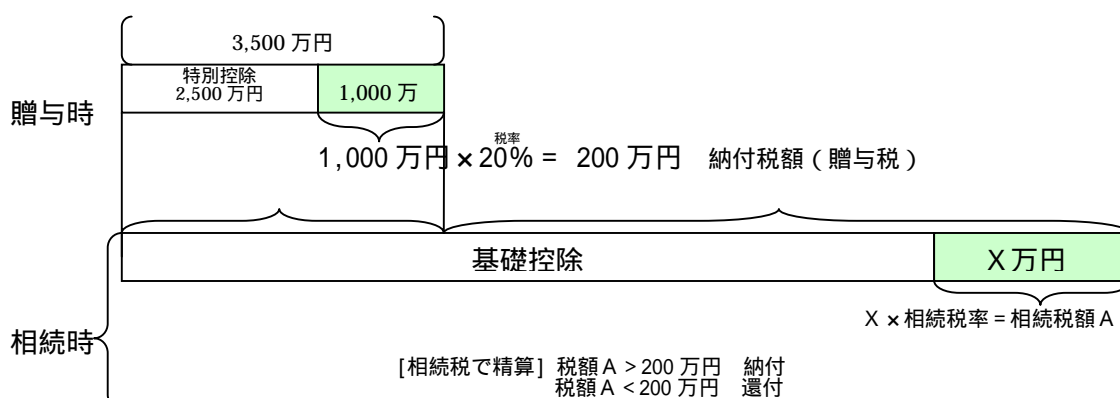
相続が発生した時は、精算課税制度による贈与財産を贈与時の評価額で相続財産に加算して相続税を計算します。相続税がかかることになった時は、「相続税額 > 贈与税額」となった場合には贈与税額を控除した金額が納付金額となり、「相続税額 < 贈与税額」となった場合には贈与税額が還付され精算されることとなります。

1 例えば父と母ごとに選択すると特別控除は 2,500 万円づつ 5,000 万円になります。

2 一旦相続時精算課税制度を選択すると従来の暦年で課税される贈与は選択できなくなります。

【相続時精算課税制度イメージ図】

3,500 万円の生前贈与を行った場合（相続人 1 人の場合）



2. 相続時精算課税制度と従来の暦年贈与制度

一般の贈与との比較は次のようになります。

	相続時精算課税制度	従来の暦年型贈与制度
贈与者	65 歳以上の父母	制限なし
受贈者	20 歳以上の子	制限なし

		(養子または代襲相続人を含む)	
贈与時	贈与制度の選択	贈与者ごと、受贈者ごとに贈与制度の選択ができる	選択の余地はない
	税額計算	(選択した贈与者ごとに贈与された贈与財産の累計額 - 特別控除額) × 20%	(その年の受けた贈与財産の価額の合計額 - 基礎控除) × 超過累進税率
	非課税額	2,500 万円を限度として複数年にわたり利用できる	年間 110 万円の基礎控除を毎年利用できる
	申告の要否	特別控除枠内でも申告が必要	基礎控除額以下の贈与であれば申告不要
	適用手続	最初の贈与を受けた年の翌年2月1日～3月15日までの間に届出書を提出する	年間 110 万円の基礎控除を毎年利用できる
相続時	生前贈与加算の取扱い	特定受贈者に対するすべての贈与が相続財産に加算される	相続又は遺贈により財産を取得した者が、当該被相続人から相続開始前3年以内に贈与を受けた場合に加算される
	受贈者が先に死亡した場合	原則として当該受贈者が有していた納税に係る権利又は義務はその相続人が承継する	贈与者との関係において特に課税関係は生じない
	贈与税額控除	控除しきれない贈与税相当額については還付される	控除しきれない贈与税については還付されない

3. 相続時精算課税制度についての留意点

精算課税制度の活用を考えるには、この制度の特徴や制約並びに選択による相続時までの問題点などを検討しておかなければなりません。たとえばこの制度は減税を意図して創設された訳ではないので、選択したからと言って直接的に節税というメリットに結びつくものではありません。また財産が相続税の基礎控除(5,000万円+法定相続人×1,000万円)以内で相続税は確実にかからないと想定される人が精算課税制度の贈与をした場合、特別控除以内なら税負担を考えなくてよいのですが相続人間の配分という問題など他に配慮しなければならない問題は残ります。精算課税制度の選択にあたっては、この制度を理解し、留意すべき点をよく把握することが大切です。

《相続時精算課税制度の留意点》

精算課税制度と暦年課税制度との比較

精算課税制度は一旦選択してしまうと途中で暦年課税への変更はできません。よって精算課税制度と暦年課税制度を長期的な視点からも比較しておく必要があります。例えば暦年課税は必ず基礎控除110万円の節税ができますし、相続税率より低い税率の贈与であれば節税となることや孫、曾孫に贈与できることなどが精算課税制度にない特徴です。

他の相続人への配慮(遺留分の侵害)

生前贈与を受けた相続人がいる場合に、相続人間の公平のために、その生前贈与分が

相続分算定の際に考慮されます。すなわち精算課税制度を利用した生前贈与についても遺留分権が及びますからその配慮が必要になります。

贈与時の評価額がそのまま相続税計算の評価額となることへの配慮

精算課税制度において相続時の相続財産に加算される財産の価額は『贈与時』の評価額になります。時価の変動のある財産は贈与時の価格より相続時の価格が下がった場合、贈与した方が相続税が高くなるので注意が必要です。

例えば株式や社債など企業の倒産により価値が0となる可能性があるものは、例え相続時に0となっても贈与時の評価額で相続税が計算されるので、特に注意が必要です。

相続時の納税資金の確保

贈与された財産は相続税納付時には物納対象外です。更にこの贈与財産に対する延納期間は5年間ですから納税対策を含めた中で贈与を考えなければなりません。受贈者が現金資産ばかり贈与され相続時に使い切ってしまうなど納税資金が不足するようなことになると他の共同相続人に連帯納付義務が発生することも心得ておく必要があります。

推定相続人が一人で独身の場合

家族構成が親一人、子一人(独身)の場合、親が特別控除の上限の2,500万円を独身の子供に贈与したが、精算課税制度選択届を提出する前に子供が亡くなってしまったとすると、特定贈与者は精算課税制度の権利又は義務を承継しないことになっているため、暦年課税の贈与になってしまいます。すると贈与税額970万円の納付義務を相続人である親が承継することになります。

相続放棄について

受贈者が相続放棄をしても精算課税制度の贈与を受けている場合、遺贈により取得したものとみなされます。よって相続放棄をしても納税しなければならない場合があります。

養子について

養子に精算課税制度の適用がある場合、養子縁組が解消されても、元養子に対してその特定贈与者からの贈与は相続時精算課税制度の対象になります。なお、孫が養子の場合、相続税の2割加算の対象となります。

小規模宅地の評価減について

相続または遺贈により取得した財産のうち、被相続人等の事業の用または居住の用に供された宅地等で、建物又は構築物の敷地の用に供されていたものは一定の面積が50%や80%の評価減の対象となりますが、相続時精算課税制度で贈与するとその対象にならなくなります。

税制改正等のリスクへの配慮

政府税調では既に相続税の基礎控除の縮小について検討課題に上っていると伝えられているように、常に税制の動きへの配慮が必要になります。

4. 相続時精算課税制度の有効活用

相続人間で財産争いが起きないようにするため相続時精算課税制度を利用した大型の贈与を行っておけばその相続人に遺留分の放棄を促すのに抵抗が少なくなることが考えられます。

自社株の贈与により後継者問題の決着を図ることができます。

現金を贈与することにより贈与税が課税されない範囲内(2,500万円)で早期に実行が可能です。また子に預金を分散できます。

税法の改正等で確実に評価額が上昇するものと判断できる場合には贈与することにより節税が可能となります。

5. 住宅取得等のための資金の贈与を受けた場合の特例

相続時精算課税制度において、平成15年1月1日から平成17年12月31日までの間に、「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合、次の特例を適用することができます。

相続時精算課税選択の特例

「住宅取得等のための資金」の贈与を受けた場合には、その贈与者(原則として父母)が65歳未満であっても相続時精算課税制度を選択することができます。もちろん、受贈者が20歳以上でなければならないなどの他の要件に変更はありません。

住宅資金特別控除の特例

父母から「住宅取得等のための資金」の贈与を受け相続時精算課税制度を選択する人は、2,500万円の特別控除額に上乗せして1,000万円の特別控除額を控除できます。

ここで重要なポイントは65歳未満の贈与者から受けた「住宅取得資金」の贈与について相続時精算課税制度の適用を受けた場合、同一の贈与者から「通常」の贈与が行われたケースでは、贈与者が65歳未満であっても、「相続時精算課税制度」が適用されることです。

例えば平成15年中に65歳未満の親から住宅取得資金として1,500万円の贈与を受け、同年に車の購入資金300万円の贈与を受けても贈与税はかかりません。

(2003年6月)